(C)日本経済新聞社　無断複製転載を禁じます。

経済教室

社会福祉法人改革の論点

余剰現預金拠出の制度を

全体では2兆円規模

成長志向の経営者生かせ

ポイント

- 「現預金は少ない」との説明は事実と違う
- 社福には保育士など処遇改善の財源ある
- 拠出金使い地域包括ケア複合施設建設を

松山　幸弘　キャノングローバル戦略研究所　研究主幹
柏木　恵　キャノングローバル戦略研究所　主任研究員

社会福祉法人の経営改革を促す社会福祉法改正案が今国会で成立する見込みだ。社会福祉法人制度の構造を変える大改革である。重要なポイントは、①余裕財産があると判定された社会福祉法人（社福）に社会福祉充実計画の策定と実行を義務づける②すべての社福の財務諸表データベースを構築する――の2つだ。

改革の実効性を高めるには社福全体の財務構造の概観を把握することが役立つ。そこで、当研究所が2014年度財務諸表を収集し分析した。

約2万の社福のうち内部留保が問題視されている施設経営社福の数は、自治体所轄と厚生労働省所轄を合わせて約1万8千にのぼる。本作業では、全国社会福祉法人経営者協議会（経営協）の法人情報サイトで特定できる社福のうち、14年度財務諸表を集計可能な形で開示している5513法人を対象とした。

なお、規模が別格に大きく以前から詳細な財務データを開示してきた済生会（14年度収入は5824億円）と聖隷福祉事業団（同1047億円）は集計から除外した。

◆◆◆　◆◆◆

社福の財務データの全体像として次の点が指摘できる。

合計総資産10兆2千億円の経常利益率10％超が972法人で、そのうち148法人が20％超である。また合計黒字額は1900億円だ。従って先ほどと同様に、残りの社福の平均規模を3分の1としても、施設経営社福全体の黒字額は3300億円と推計される。これは、職員と利用者の処遇改善の財源が社福自身に存在することを示している。

◆◆◆　◆◆◆

集計作業の目的の一つとして補助金調査があった。地方分権で補助金財源が地方交付金の中に組み込まれた結果、社福全体に補助金が何の名目でいくら流れているか、国が把握できなくなっていた。

しかし、社福が開示している事業活動収支計算書（企業の損益計算書に相当）から補助金を把握することは困難だった。また、所轄庁に提出した貸借対照表ではなく、現預金等の明細を省略した簡易版しか開示していない社福が多数存在した。従って、財務諸表データベースを構築するには、その開示様式を標準化すると同時に、補助金明細添付を義務づける必要がある。

表は施設種類別に分析した結果だ。障害者施設を主たる業務とする社福の平均経常利益率が7・1％と突出して高い。集計した障害者施設社福1087法人のうち、経常利益率10％超が352法人（うち20％超が63法人）もある。また総資産の4分の1が純金融資産だ。これは、障害者福祉に尽力する経営者がいる一方で、毎期の黒字を社会還元する意思がない経営者が多数を占めていること、社福側が補助金を障害者のために使い切っていない事実を行政が見逃していることを示唆する。

高利益率になる別の理由として、障害者福祉も高齢者介護と同様に利用者と施設の間の契約制度になったことを契機に、社福側が追加サービス料金を徴収していることが挙げられる。例えば施設入居者に半強制的に通帳と印鑑を預けさせ、月2500円の管理料をとっている社福がある。その社福では管理担当者が長年横領していたことが最近発覚した。模範的社福はサービス料金一覧表をホームページで公開している。これを全社福に義務づけるべきだ。

保育士給与引き上げ財源の確保が大きな政策課題になっている。しかし、保育専業社福760法人の平均経常利益率は4・9％（10％超は117法人）、純金融資産の総資産割合は17％を超える。保育所の財務面の特徴として、黒字額を超える補助金を受け取っていることが挙げられる。つまり、黒字とそれが蓄積した純金融資産の源泉は100％税金である。財源があるのに保育士処遇改善が進まない主因は、社福側の経営姿勢にあるといわざるを得ない。

高齢者専業社福2001法人の平均経常利益率は3・9％、純金融資産の総資産割合は5・7％と障害者施設や保育所と比べて低い。純金融資産割合が低いのは、過去の累積利益の維持を重視する社福が多い一方で、借入金で新規施設建設を積極的に進めている社福があるからだ。注目すべきは、借入金で事業拡大を図っている社福であっても、経常利益率が平均レベルと遜色ないことだ。成長志向の社福経営者たちの能力は高いと評価でき、彼らに財源をシフトする政策が求められる。

なお、経常利益率が10％を超す高齢者専業社福264法人の多くは地方県にある。これは、大都会よりも地方の人件費が安いことが寄与していると考えられる。

◆◆◆　◆◆◆

少子高齢化の進行、生活困窮者増加などを背景に福祉ニーズが拡大を続けており、社福の役割は一層高まる。しかし今回の集計分析により、福祉ニーズに積極的に応えている「良い社福」と創業者一族の「非課税相続貯金箱」と化している「悪い社福」が混在することが確認された。

冒頭に述べた通り、純金融資産が一定レベルを超える社福に社会福祉充実計画を作成・実行させる制度が始まる。だが個別に純金融資産を社会還元させても地域全体の最適解にならないリスクがある。

例えば総資産6億7千万円で純金融資産6億1千万円という保育所専業社福が人口減少地域にある。新制度ではこの社福は保育所建設を強制される可能性が高い。保育所以外のノウハウがなく、高齢者施設を建設するには資金不足だからだ。とはいえ、定員未達が確実な保育所を新設するのは無駄使いである。また、余裕財産を判定する基準の決め方次第では、純金融資産2兆円の相当部分が適用除外とされることになりかねない。

そこで新制度に加え、社福ファンドを創設し、純金融資産を有する社福に拠出させることを提案したい。このファンドを使って全国に保育所も含む地域包括ケア複合施設を建設、経営能力の高い社福を指定管理者に指名して、拠出した社福にリース料を支払う仕組みだ。また、社福の財務データベースが完成すれば、良い社福と悪い社福の判別を国民に示せるようになる。その時点で「非課税相続貯金箱」から脱却できていない社福には固定資産課税し、良い社福の追加財源とすべきである。

まつやま・ゆきひろ　53年生まれ。九州大経済学博士。専門は社会保障・金融論
かしわぎ・めぐみ　69年生まれ。中央大博士（経済学）

施設経営社会福祉法人の業務種類別データ

	金融資産総資産割合	純金融資産総資産割合	平均経常利益率
高齢者専業	23.6％	5.7％	3.9％
保育専業	27.4	17.1	4.9
障害者（児童、保育との兼営含む）	31.5	25.6	7.1
高齢者・保育の兼営	21.4	-0.5	4.6
高齢者・障害の兼営	24.8	9.4	4.3
児童（保育との兼営含む）	28.2	21.3	3.7
その他（多角化した複合体含む）	26.2	11.7	3.7
全体平均	25.5	10.6	4.4

（注）純金融資産＝金融資産（現預金＋投資有価証券）－借入金
（出所）社会福祉法人5513法人の2014年度財務諸表を集計